固定資産税の新築住宅に係る減額
〈一般住宅〉〈認定長期優良住宅〉

固定資産税を1/2減額し、住宅資産の負担を軽減

概　要

固定資産税とは、保有する住宅や土地などの固定資産に毎年課税される税金です。1月1日現在の所有者が、その年の4月1日からの1年間分の税をすべて納付します。税額は、課税標準（評価額）×税率（標準税率1.4%）ですが、新築住宅に係る固定資産税には減額措置が設けられています。

一般住宅

一般住宅の戸建て住宅の場合は、当初3年間、120㎡相当部分について1/2減額されます。

このような方が利用できます

●住宅の床面積が50㎡（戸建て住宅以外の貸家住宅の場合は40㎡）以上、280㎡以下。

これだけお得です!!

固定資産税1/2

○戸建て住宅：当初3年間　120㎡相当部分について固定資産税を1/2減額

○中高層耐火住宅：当初5年間　120㎡相当部分について固定資産税を1/2減額

◇たとえば

120㎡の戸建て住宅で建物評価額が700万円の場合

課税標準〈700万円〉×標準税率〈1.4%〉＝98,000円

↓1/2減額

49,000円に!!（×3年）

一般住宅　平成29年度いっぱいの制度です

平成30年3月31日までに新築した住宅が対象です。

認定長期優良住宅

認定長期優良住宅の戸建て住宅の場合は、当初5年間、120㎡相当部分について1/2減額されます。

このような方が利用できます

●住宅の床面積が50㎡（戸建て住宅以外の貸家住宅の場合は40㎡）以上、280㎡以下。

これだけお得です!!

固定資産税1/2

○戸建て住宅：当初5年間　120㎡相当部分について固定資産税を1/2減額

○中高層耐火住宅：当初7年間　120㎡相当部分について固定資産税を1/2減額

◇たとえば

120㎡の戸建て住宅で建物評価額が700万円の場合

課税標準〈700万円〉×標準税率〈1.4%〉＝98,000円

↓1/2減額

49,000円に!!（×5年）

長期優良住宅　平成29年度いっぱいの制度です

平成30年3月31日までに新築した住宅が対象です。

制度の詳細　国土交通省
http://www.mlit.go.jp/policy/file000004.html